

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

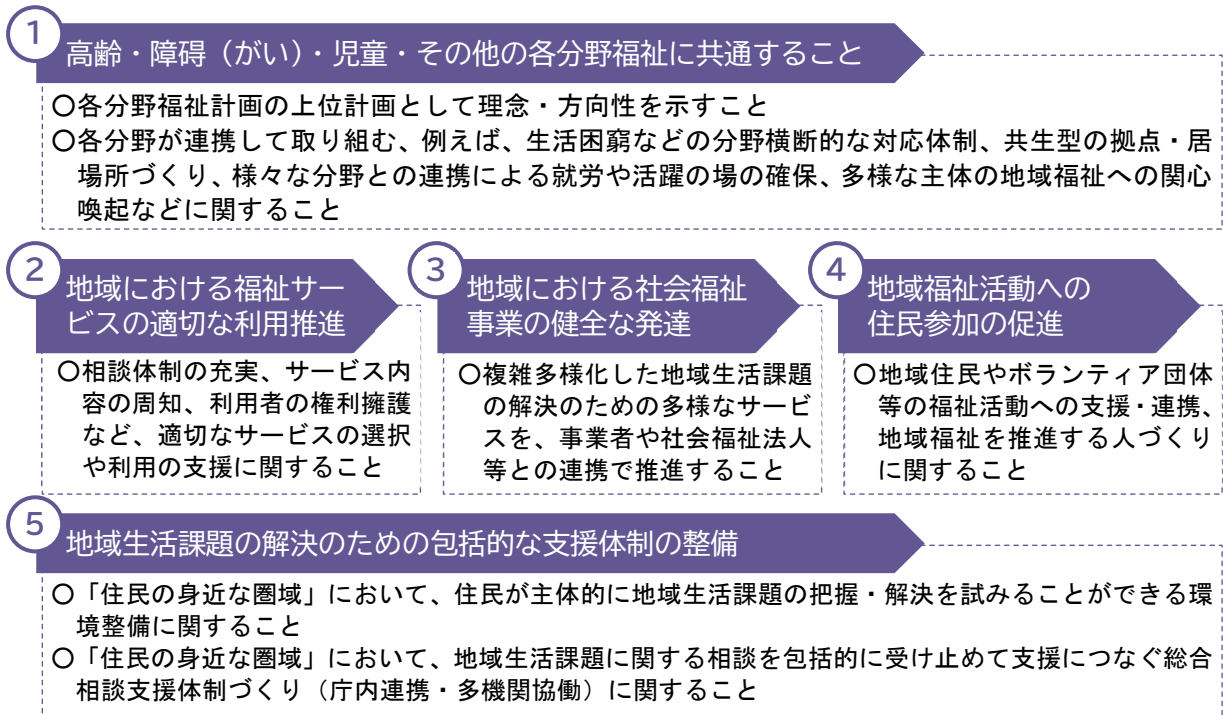


1. 地域福祉計画とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう、地域住民、事業者*、地域で活動する団体、行政などの様々な主体が連携・協働して、地域の生活課題に対して地域全体で支え合って解決する仕組みづくりや関係づくりをいいます。

「地域福祉計画」は、この地域福祉の取組を計画的に推進するための行政計画で、社会福祉法において、次の5つの事項を一体的に定める計画となっています。あわせて、様々な主体が連携・協働して地域福祉力を高めていくための計画となります。

一体的に定める5つの事項



[参考] 社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

事業者 | 本計画で記載する事業者は、福祉事業者のみならず企業や商店なども含むものとする。

2. 計画策定の背景と趣旨

(1) 社会情勢の変化と見通し

少子高齢化・人口減少の進行、労働力人口の減少、単身世帯の増加、就労・雇用形態の多様化など、社会構造が大きく変化しています。また、価値観・ライフスタイル*の多様化、グローバル化*やICT*活用の進展など、暮らし方や働き方、地域や人との関わり方などが変容しています。

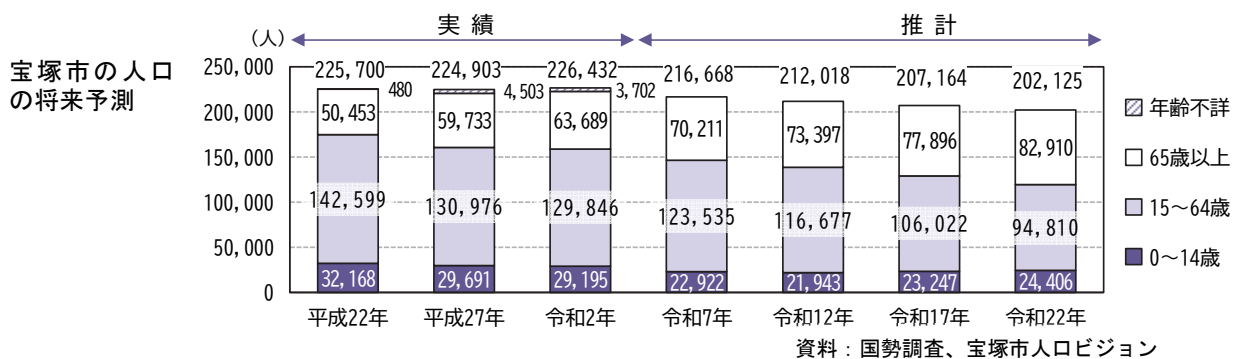
これらの社会情勢の変化にともない、生活課題が複雑化・複合化する中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経て、社会的孤立、生活困窮、世帯の複合課題などが、更に深刻化しています。また、担い手不足、地域組織の縮小、血縁・地縁のつながりの希薄化にともない、支え合いの基盤が弱体化しています。

将来的な見通しにおいても、少子高齢化・人口減少が更に進行すると予想されており、令和22年(2040年)には団塊ジュニア世代*が65歳となり、全人口に対する65歳以上人口の割合が約35%になると推計(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年(2023年)推計)」)されています。それにより、社会保障の維持や労働力不足などの問題(2040年問題)が懸念され、対策の検討が進められてきています。

また、単身世帯の増加も今後更に進行すると見込まれており、日本の世帯数の将来推計(全国推計)(国立社会保障・人口問題研究所、令和6年(2024年)推計)では、令和22年(2040年)には単身世帯が43.5%(5世帯に2世帯)となり、中でも、65歳以上の単身世帯は18.6%(5世帯に1世帯)になると予想されています。

宝塚市においても今後人口減少傾向が続き、令和22年(2040年)には令和2年(2020年)の人口より1割減少するとともに、高齢化率が41%(2.4人に1人)になる見込みとなっています。

少子高齢化・人口減少が更に進み、単身世帯の増加等が見込まれる中、8050問題*、ダブルケア*、ヤングケアラー*など世帯の複合課題や制度のはざまへの対応と多様性を認め合うことがより一層求められるとともに、セルフネグレクト*など困難や生きづらさの多様化、身寄りのない高齢者等の権利擁護*支援など、将来を見通した課題への対応を検討していく必要があります。あわせて、今後、あらゆる分野で担い手不足が一段と深刻化するなど、地域をとりまく情勢の変化に的確に対応していくことが求められます。



ライフスタイル | 生活様式、生活の営み方、その人の人生観や価値観、習慣などを含めた個人の生き方をいう。
グローバル化 | 人、もの、情報などの動きが国や地域を越えて活発化し、地球規模に広がってきている状況のこと。
ICT | Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。情報・通信に関する技術の総称。
団塊ジュニア世代 | 昭和46年(1971年)から昭和49年(1974年)までに生まれた世代。
8050問題 | 80歳代の親と50歳代の子どもを例とした、高齢の親と高齢化した自立困難な子どもの世帯における問題。主に80歳代の親が50歳代のひきこもりの子どもの生活を支えている状態で、複合多問題にある世帯の状況。
ダブルケア | 子育てと親などの介護を同時に行わなければならない状態。
ヤングケアラー | 障害(がい)や病気のある家族、幼いきょうだいなど、ケアを必要とする人がいるために、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、自身の権利が守られていないと思われる子ども。
セルフネグレクト | 自己放任。自分自身の衛生・健康・安全を維持するためのケアができない又はしない、生活能力や意欲を失い、自己の健康や生活に支障をきたす状態となること。
権利擁護 | 認知症や障害(がい)などにより、自分の権利や意思をうまく表現できない・不利益に気付かない人に代わって主張し、本人の権利を護ること。特に福祉分野においては、福祉サービスの利用援助や不利益な事象に対する処置の代行を行い、自己決定のもとで自分らしく暮らし続けることを支援すること。

(2) 地域福祉に関する動向

■ 国の動向

「地域共生社会」の実現を提唱

— 「地域共生社会」の実現に向けた主な国の動き（5ページ）のA

社会情勢の変化をふまえて、国では、平成28年（2016年）に「ニッポン一億総活躍プラン」で「地域共生社会の実現」を提唱し、平成29年（2017年）に「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」をとりまとめ、地域共生社会の実現が重要であるとの方向性を示し取組を開始しました。

「地域共生社会」の実現に向けた「地域福祉計画」の位置づけ等を規定

— 「地域共生社会」の実現に向けた主な国の動き（5ページ）のB

平成30年（2018年）に施行された改正社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の理念及びその実現のために市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定され、地域福祉計画は福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として位置づけられました。

更に、令和3年（2021年）に施行された改正社会福祉法では、地域福祉の推進は「地域共生社会の実現」をめざして行わなければならないことが規定され、包括的な支援体制の整備その他地域福祉推進にあたっての地方公共団体の責務として、保健医療、労働、教育、住まいなどの関連施策との連携に配慮するよう努めなければならないとしています。また、市町村の包括的な支援体制の構築のため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業（重層的支援体制整備事業）が創設されました。

— 「地域共生社会」の実現に向けた主な国の動き（5ページ）のD

同法の改正においては、施行後5年を目途に状況を検討し、必要な措置を講じることとなっており、社会情勢の変化、法制審議会（民法（成年後見等関係）部会）における成年後見制度*の見直しの議論などをふまえ、令和6年（2024年）に「地域共生社会の在り方検討会議」を設置し、制度改正も見据えた検討が進められています。

「地域共生社会」の実現に向けたその他関連する動き

— 「地域共生社会」の実現に向けた主な国の動き（5ページ）のC

成年後見制度については、共生社会の実現に資するものとして、平成28年（2016年）5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、国の基本計画を勘案して、市町村においても利用促進の施策について基本的な計画を定めるよう努めることとしています。上記の「地域共生社会の在り方検討会議」により総合的な権利擁護支援の視点で制度改正に向けた検討が進められているところです。

また、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰の促進等による再犯防止に向け、「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成28年（2016年）12月に施行され、市町村においても再犯防止推進計画を定めるよう努めることとしています。犯罪や非行をした人の中には、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人も多く、孤立することなく地域社会で生活できるよう、地域共生社会の実現の視点での支援が必要となっています。

その他、国では、地域共生に関連して、身寄りのない高齢者等支援、自殺対策、困難な問題を抱える女性への支援、孤独・孤立対策、災害時の被災者支援、ひきこもり支援、住まい支援、認知症施策等の取組が進められています。

関連する福祉等の各分野に関する主な動向は次ページのとおりです。

成年後見制度 | 認知症、知的障害（がい）、精神障害（がい）などによって、判断能力が不十分になり、自分一人では契約や財産の管理などをすることが難しい人が、自分らしく安心して暮らせるように、本人に代わって法律行為を行ったり、助けたりする者を選任し、その人の権利を守り、支援する制度のこと。

[児童福祉]

令和5年(2023年)4月に「こども基本法」が施行、同年12月に「こども大綱」が閣議決定され、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざして施策を推進することが示されました。こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの子どもに関する大綱を一つに束ねた形で策定されており、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項などが一元的に定められています。

[高齢福祉]

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和6年(2024年)1月に施行され、共生社会の実現の推進に向け、認知症施策を国・地方が一体となって講じていく方向性が示されています。

高齢者施策においては、令和22年(2040年)に向けて、地域包括ケアシステム*の深化、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービスの提供体制の確保、介護人材が安心して働き続けることができる環境整備が方向性として示されています。(「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会とりまとめ(令和7年(2025年)7月)から)

[障害(がい)福祉]

障害(がい)者への「不当な差別的取扱い」を禁止する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が改正され、共生社会の実現に向けた取組を推進するため、事業者に対して令和6年(2024年)4月から障害(がい)者への「合理的配慮」の提供が義務化されました。相互理解を深め、ともに対処案を検討することが重要とされています。また、同年7月に「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」を設置して、障害(がい)者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けて必要な対応策を検討し、12月に行動計画をとりまとめています。

更に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)等」の一部を改正する法律が令和6年(2024年)4月に施行され、障害(がい)者や難病患者等が、本人の希望に応じた入所等から地域生活への移行や就労などへの支援を推進し、役割と生きがいを持ち、その人らしく安心して暮らすことができる体制を構築する方向性が出されています。

[性的指向・ジェンダーアイデンティティ*、女性、孤独・孤立]

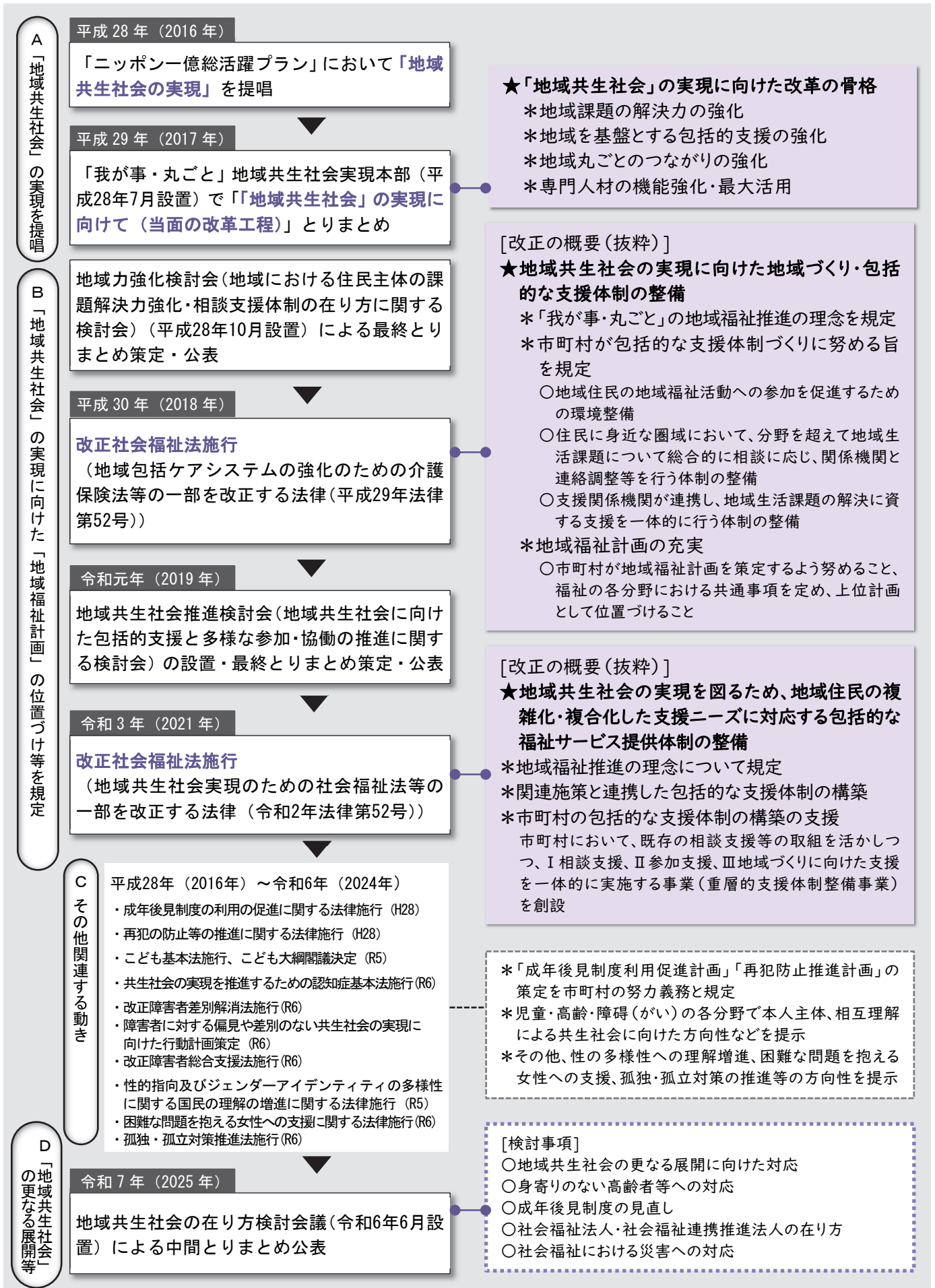
令和5年(2023年)6月には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため「性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議」を設置して、施策の充実が進められています。

女性の福祉や人権の尊重・擁護を目的に、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現をめざして令和6年(2024年)4月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、生活困窮、性暴力、家庭状況など困難な問題を抱える女性の立場に寄り添って、切れ目のない包括的な支援が進められています。

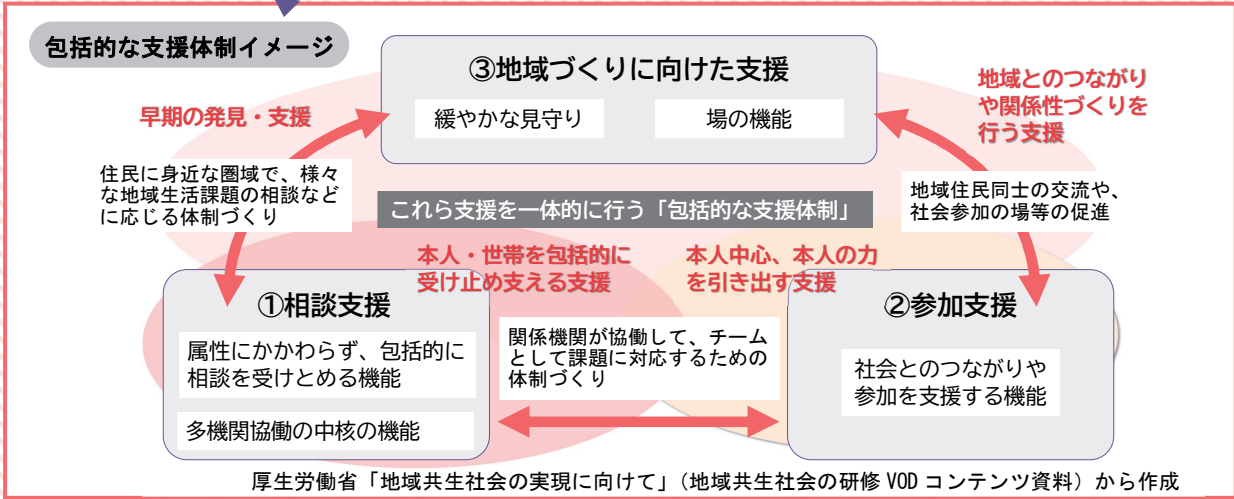
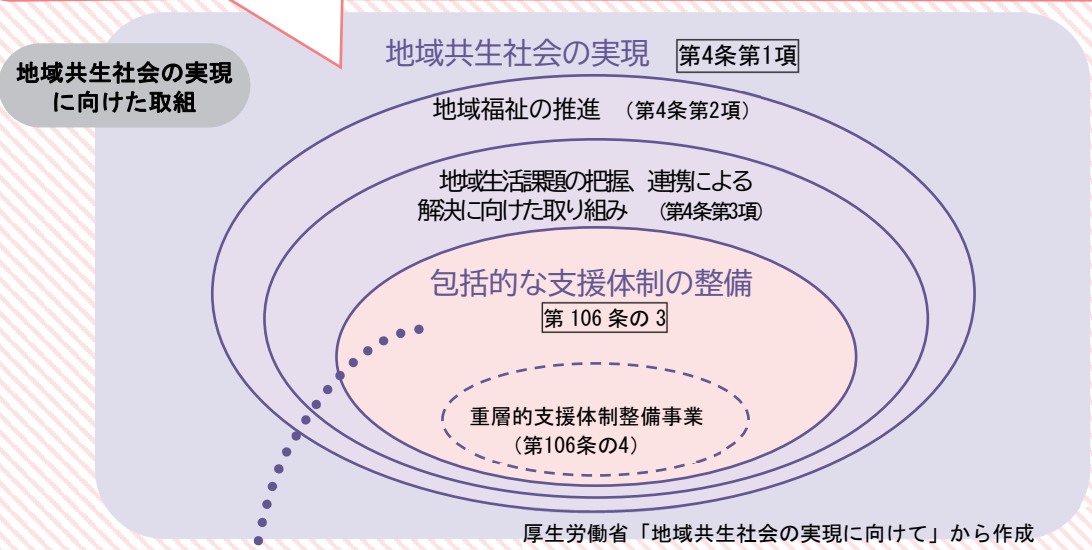
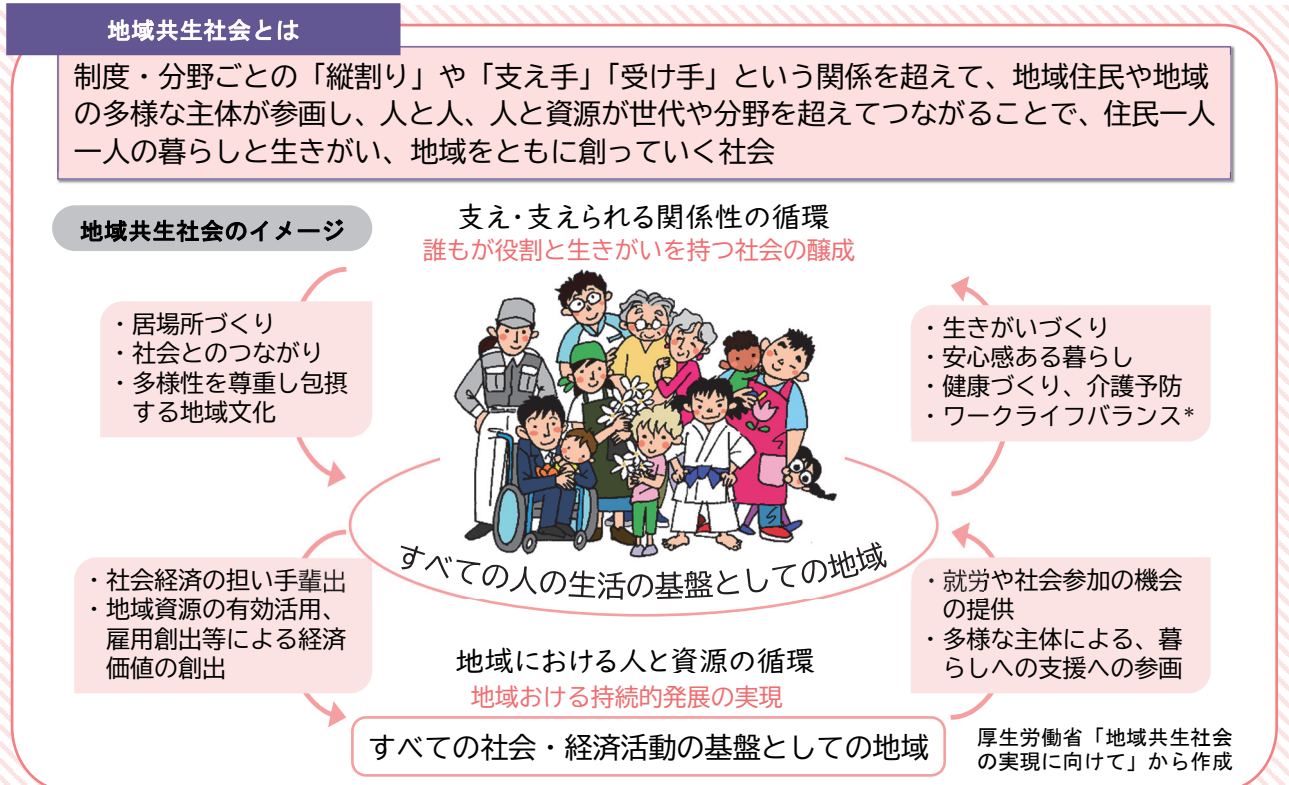
令和6年(2024年)4月、「孤独・孤立対策推進法」が施行され、孤独・孤立対策推進本部を設置して「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画(孤独・孤立対策重点計画)」を策定し、相談支援体制の整備やつながり・居場所づくりなどの取組が推進されています。

地域包括ケアシステム | 高齢者が住み慣れた地域において、継続して住み続けることができるよう、日常生活圏域(地区・ブロック)の中で、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体的かつ継続的に提供していく仕組み。
ジェンダーアイデンティティ | 自身の属する性についての認識。

「地域共生社会」の実現に向けた主な国の動き



地域共生社会のイメージと実現に向けた取組としての包括的な支援体制イメージ



ワークライフバランス | 仕事と生活の調和。一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

国では、「地域共生社会」を6ページ上段の「地域共生社会とは」に示すとおり定義し、

*「縦割り」という関係を超え、制度のはざまの問題への対応、各分野それぞれの専門性を生かしてネットワークでの対応

*「支え手」「受け手」という関係を超え、双方向の関係性、支え合う関係性

*「世代や分野」を超え、世代を問わない対応、福祉分野以外の多様な分野（例：保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業など）との協働

を推進することとしています。

また、6ページ中段の「地域共生社会の実現に向けた取組」のとおり、地域福祉の推進は「地域共生社会」の実現をめざし（第4条第1項、下記参照）、

*地域住民、事業者等地域福祉を推進する主体が相互に協力して、誰もが地域社会の一員として社会に参加する機会が確保されるよう努めること（第4条第2項）

*地域生活課題の把握と関係機関との連携による解決に向けた取組を進めること（第4条第3項）

としています。

あわせて、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策の展開、包括的な支援体制の整備を国、地方公共団体の責務としています（第6条、下記参照）。

包括的な支援体制については、「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制」とし、①地域住民同士が支え合う機能、②支援関係機関が連携して支援を行う機能、③地域住民と支援関係機関をつなぐ機能の整備に努めることとしています（第106条の3）。

また、包括的な支援体制を整備するための一つ的手段として、「地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業」を「重層的支援体制整備事業」として創設しています（第106条の4）。

当事業の実施は任意ですが、包括的な支援体制の整備にあたっては、6ページ下段の「包括的な支援体制イメージ」のとおり、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を、重なりを意識して一体的に進めることが重要です。これらの「包括的な支援体制」づくりの取組により、地域福祉を推進することが求められています。

※上記に示す条項は社会福祉法該当箇所

[参考] 社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

資料編の48ページから53ページに、地域福祉計画(第3期)の総括・評価を掲載し、主な取組状況や今後の課題について詳しく述べています。

本市の動向

本市では、平成16年(2004年)3月に宝塚市地域福祉計画を策定しました。その後、改訂や改定を行い、同計画(第2期)以降は、「すべての人が互いを認め合い、支え合い、共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚」を基本理念として、社会情勢の変化や国の動向をふまえ、本市が抱える問題・課題を把握しながら、地域住民の交流促進や地域福祉を担う人づくり、支援体制の充実、居場所づくりなど、様々な施策を展開しています。

これまでの取組により、本市では次の点について体制づくりなどが進んできています。

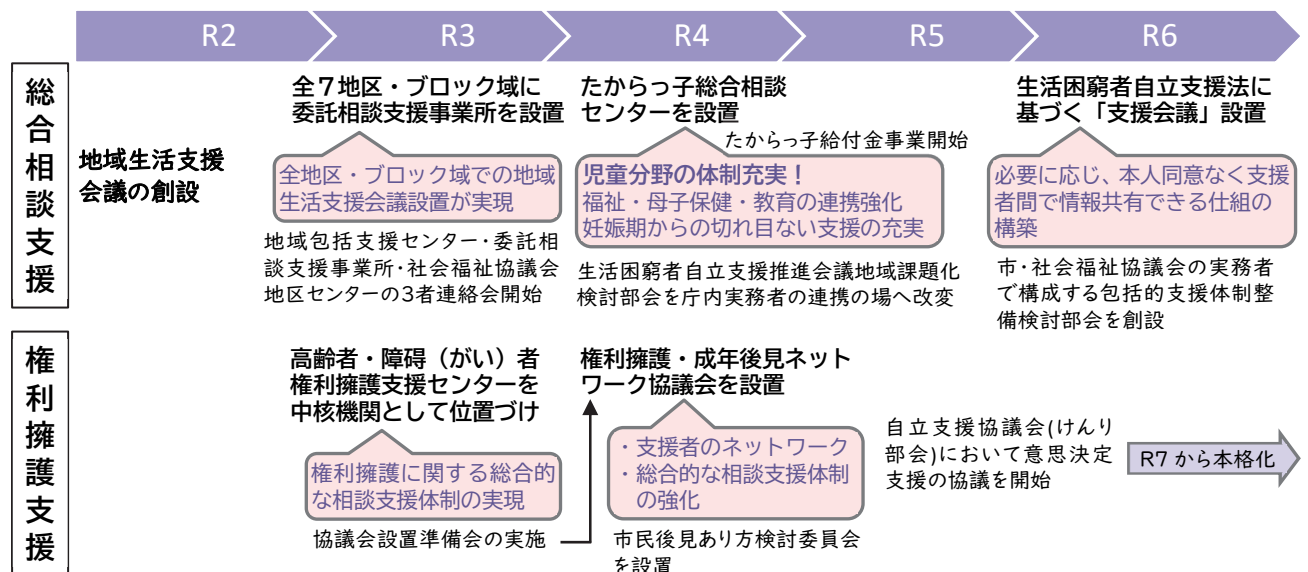
○地域づくりを支援する環境整備が進んでいます。

- *プログラムの充実など福祉学習に取り組む支援体制の充実
 - 学校における多様な福祉学習プログラムの実践
- *地域情報について、情報を得やすい環境整備・情報発信
 - 居場所等の地域情報の一元化・デジタル化
- *地域の身近な居場所の充実
 - 地域主体の居場所に加え民間企業等の協力による立ち寄りスポットの拡充

○総合相談体制づくり、多機関協働が進んでいます。

- *児童分野の体制充実と連携強化
 - 福祉・母子保健・教育の連携推進
- *多機関協働の基礎となる体制充実
 - 主要な相談機関の連携強化
 - 多機関・多職種 of 専門職間の面識拡大
 - 支援者間で個人情報共有する仕組み構築
- *権利擁護に関する体制の充実
 - 成年後見制度の中核機関の機能充実

相談支援体制づくりの経過



(3) これから求められること(策定の視点)

本市では、まちづくり基本条例(平成14年(2002年)4月施行)において、協働を基本とするまちづくりの基本理念を掲げ、本市の最上位計画となる総合計画はその理念にのっとり策定しています。まちづくり基本条例では、「まちづくりは、主権者である市民と市が、それぞれに果たすべき責任と役割を分担しながら、相互に補完し、及び協力して進めること(協働)を基本とし、まちづくりを推進する」としており、本計画においても、この基本理念に基づくとします。

本計画では、協働のまちづくりを基本とし、地域共生社会の実現をめざした地域福祉の推進において、

○福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会の一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を確保すること

○地域住民や支援機関等の相互の協力が行われ、行政が行う様々な対応や対策により、地域生活課題の解決に資する支援が、包括的に提供される体制を整備すること

○地域住民等が地域社会の一員として主体的に参加し、連携・協働できるようにすること

を全体的な視点として、中長期的な次の視点を見据えて策定します。

■複雑化・複合化する課題に対して属性や年齢にかかわらず受け止めて支援につなぐこと

○分野横断的な支援やサービスの展開の充実

○世帯の複合課題や制度の対象にならない課題も含めて適切な関係機関につなぎ、連携しながら解決すること

○課題を抱える本人や世帯の意見と尊厳を尊重しながら自立した生活ができるよう支援すること

○身寄りのない高齢者等の権利擁護や相談に行くことが困難な人への支援の検討

■地域におけるつながりや支え合いの基盤の再構築

○人権意識の尊重に基づく互いの個性や多様性を認め合える社会づくり

○地域住民が課題を抱えた人や世帯にいち早く気づくことができるようにするなど、早期発見により深刻化する前に解決することができるようにすること

■誰もが生きがいと役割をもつ地域社会の形成

○得意なことや興味関心を生かして生きがいや地域での役割を持てるようにすること

○地域福祉に関わる担い手の在り方等の社会構造の変化に応じた検討

■福祉分野だけでなく(地域住民の生活を支える)他の分野との連携

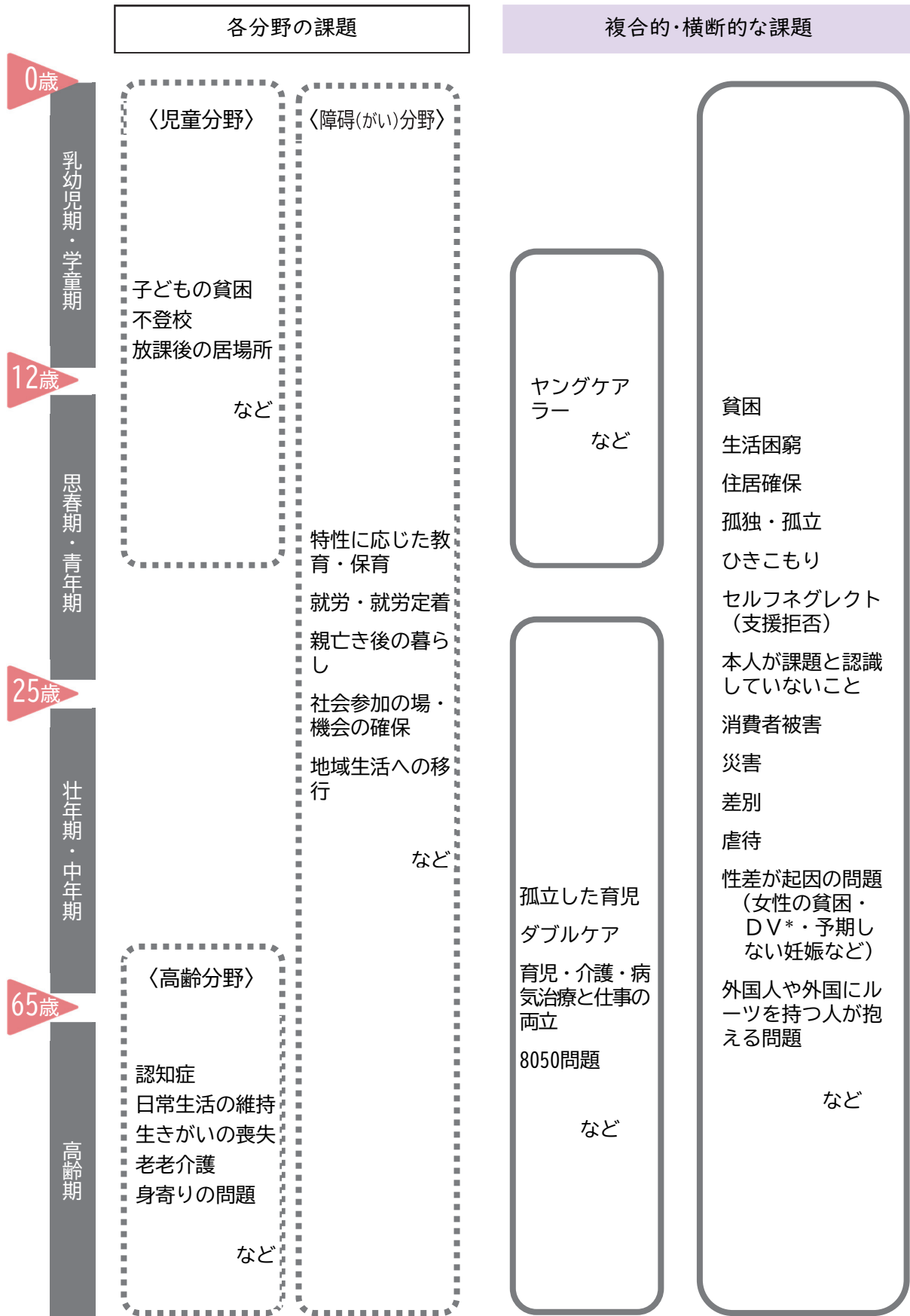
○人材の減少も見据えた効率的・効果的な施策展開

○多機関連携、地域との連携における連携分野の拡大

○様々な主体が地域の一員として地域づくりを進めていけるようにすること

なお、本計画期間のみでは具体的な対策が進められない点についても、中長期的な課題としてふまえ、国の動向等を注視し、関連施策との情報共有・検討を進めるものとします。

全世代・全分野的な視点からの横断的な取組が求められる生活課題



DV | ドメスティック・バイオレンス。配偶者のみならず、恋人など親密な関係にある、又はあった人から振られる暴力をいう。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的な暴力、子どもを利用した暴力などが含まれる。

3. 計画の位置づけと期間

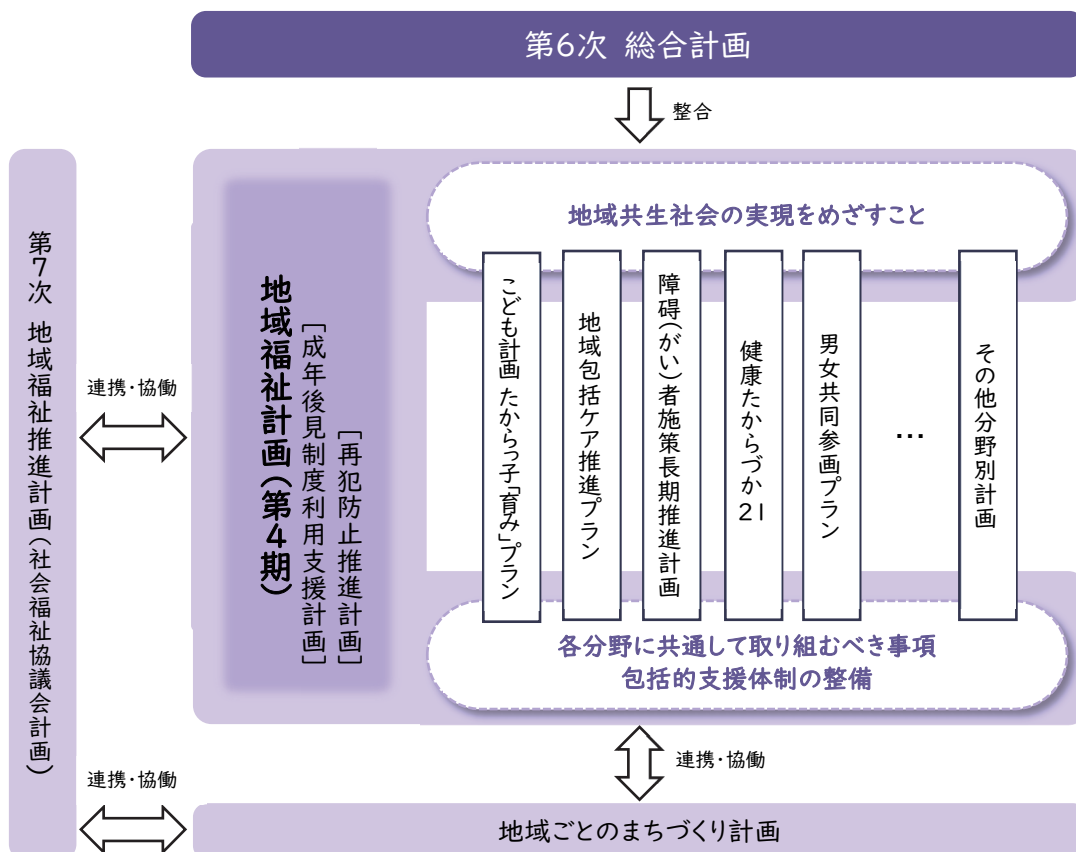
(1) 計画の位置づけ

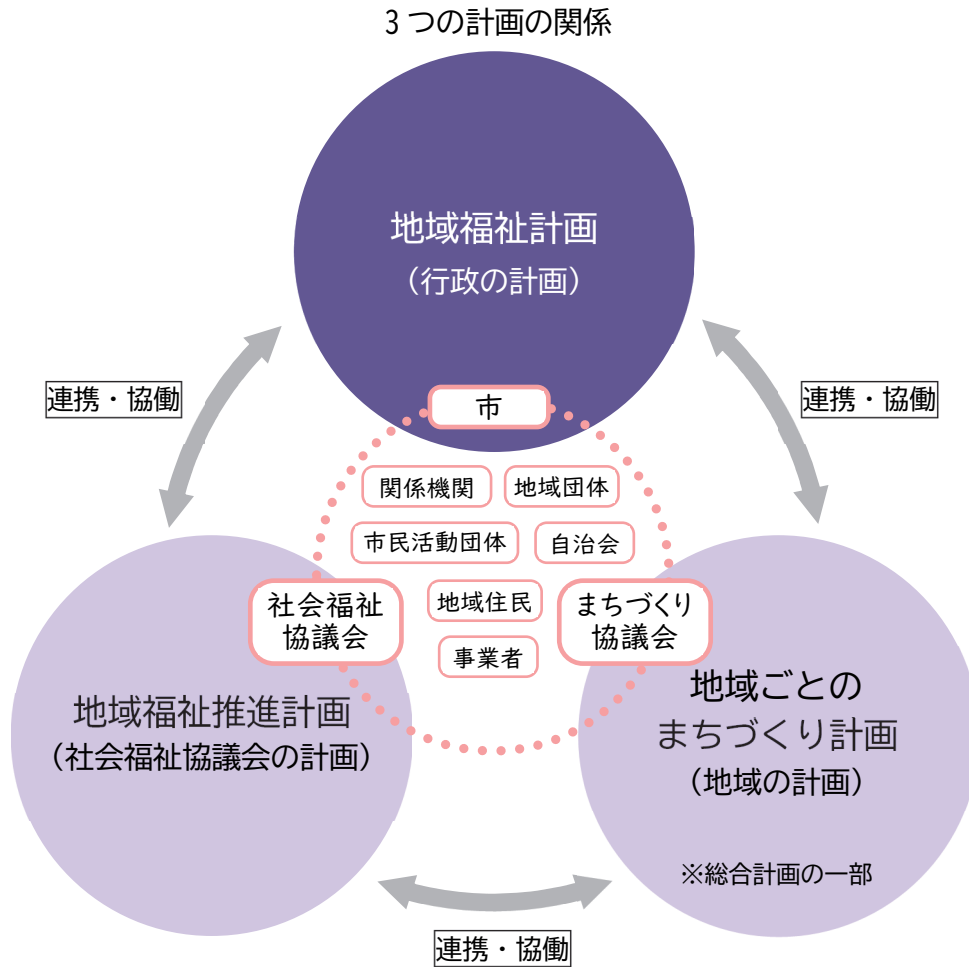
宝塚市地域福祉計画（第4期）は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として策定します。

本計画は「第6次宝塚市総合計画」を上位計画とし、子育て支援や高齢者福祉、障碍（がい）者福祉など、福祉の各分野計画の上位計画と位置づけ、調和・整合を図るものとします。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する市町村成年後見制度利用促進基本計画及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する地方再犯防止推進計画を包含するものとし、一体的な計画として策定します。本市における両計画の名称は「宝塚市成年後見制度利用支援計画」と「宝塚市再犯防止推進計画」とします。

本計画の推進にあたっては、宝塚市社会福祉協議会の「地域福祉推進計画」、まちづくり協議会の「地域ごとのまちづくり計画」との連携・協働を図り、地域住民、市民活動団体、関係機関、事業者などとの連携・協働により取組を進めます。





(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間とします。ただし、社会情勢や制度の見直し、上位計画の改訂・改定など、状況に変化が生じた場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとします。

	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
総合計画	第6次									
地域福祉計画	第3期					本計画(第4期)				
地域福祉推進計画 (社会福祉協議会)	第6次	第7次				第8次(予定)				

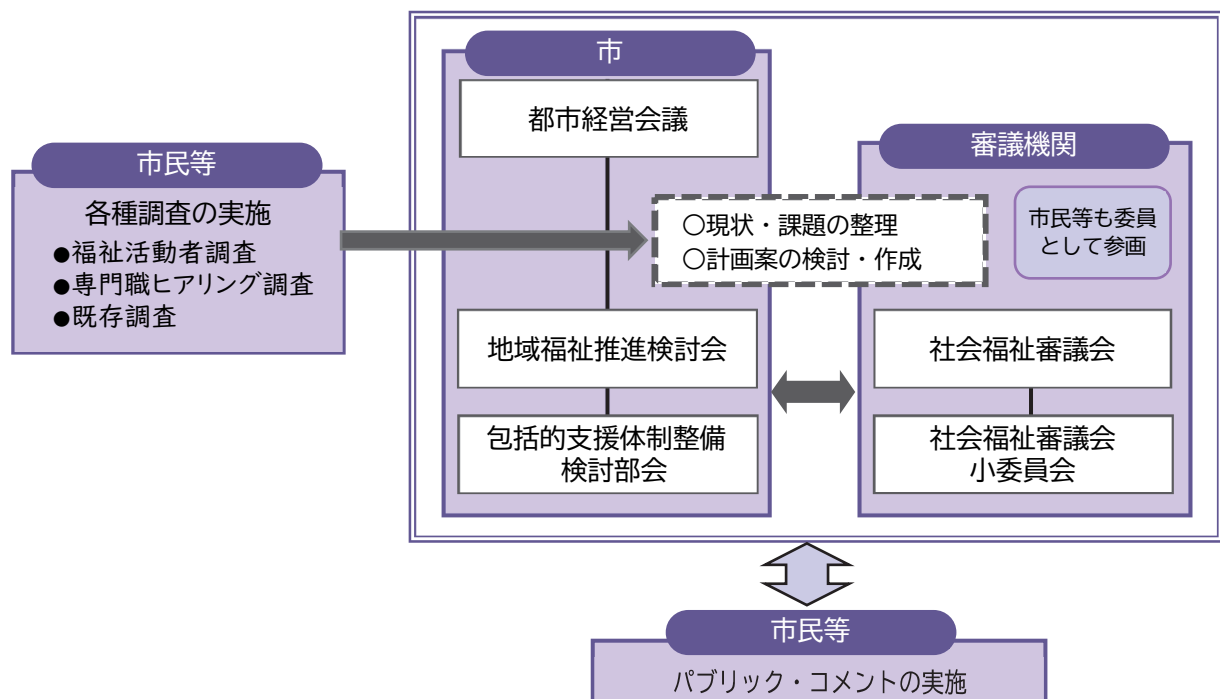
4. 計画の策定体制

本計画の策定においては、庁内で組織する「地域福祉推進検討会」及び「包括的支援体制整備検討部会」にて計画案等の検討を行い、また、知識経験者や関係団体の代表、公募の市民などで構成する「社会福祉審議会」及び「社会福祉審議会小委員会」にて、専門的かつ多様な観点から検討・審議を行いました。

併せて、福祉活動者へのアンケート調査や地域福祉に関する専門職へのヒアリング調査等を実施し、福祉活動の状況や課題等を把握・整理するなど、その結果の反映に努めました。

※各会議の概要、各調査の実施状況等の詳細は、本計画資料編に掲載しています。

区 分	内 容
①アンケート調査及び専門職ヒアリング調査の実施	福祉活動の状況や活動を通じて感じていることなどを把握するため、福祉活動者を対象としたアンケート調査を実施しました。また、社会福祉法人等の専門職を対象に、多機関連携や地域との連携に関する課題などを把握するため、ヒアリング調査を実施しました。あわせて、既存調査結果から市民の意識を整理しました。
②地域福祉推進検討会の開催	地域福祉推進検討会及び同検討会に置く包括的支援体制整備検討部会を開催し、庁内連携体制の見直しや計画案の検討等を行いました。 (地域福祉推進検討会は、市長が主宰し、市の重要事項を決定する最高協議機関である「都市経営会議」に置く課長級会議)
③社会福祉審議会及び小委員会の開催	本計画に関し、専門的・集中的に検討するため、社会福祉審議会の中に小委員会を設置し、審議会・小委員会で、市で作成した原案について、専門的かつ多様な観点から検討・審議を行いました。 本計画の策定にあたっては、審議会を3回、小委員会を4回開催し、計画案の検討を行いました。
④パブリック・コメント*の実施	本計画の策定にあたっては、市ホームページなどで本計画の案を公表し、広く市民の意見を募りました。



パブリック・コメント | 基本的な事項を定める計画や条例などを制定する前に、市民に計画案や条例案を示し、意見などを募集する制度。